



新型コロナウイルスに便乗した 悪質商法や詐欺に注意して下さい



「個人情報」「通帳、キャッシュカード」
「暗証番号」をだまし取る詐欺

特別定額給付金（10万円）に関して

市区町村や総務省などが、特別定額給付金（10万円）に際し

- ▶ 暗証番号を聞く、通帳・キャッシュカードを預かることはありません！
- ▶ ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません！
- ▶ 給付のための手数料を求めることはありません！



買ったお覚えのない商品（マスクなど）を
送り付け、代金を請求する詐欺



身に覚えのない商品が（注文していない商品）届いたときは

- ▶ 送付された日から14日間、未使用、未開封で保管しましょう！

その上で

- ① 保管期間（14日間）経過後は、自由に処分してかまいません。
- ② 万が一、事業者から代金を請求されても契約は成立していないので請求に応じる必要はありません。（※特商法第59条）
- ③ 代金引換（代引）の場合は、注文したかどうかの確認がとれるまで商品を受け取らないようにしましょう。代金を支払うと購入を承諾したとみなされます。

↓↓↓ 一人で悩まず、相談して下さい！ ↓↓↓

◆ 当別町では、訪問販売など消費者トラブルの相談窓口を開設しています

開設時間：午前8時45分～午後5時15分（月曜日～金曜日 年末年始・祝日は除く）開設

場所：当別町役場 環境生活課町民生活係（1階）☎（0133）23-3209